

令和 6 年度第 3 回国民健康保険運営協議会 会議録

1. 日 時 令和 7 年 2 月 21 日（金） 13 時 30 分 ～ 14 時 10 分

2. 場 所 本庁舎 4 階 会議室 4 - 3、4 - 4

3. 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 諮問（副市長から会長へ諮問書を手交）

5 会議録署名者の指名（→平野委員、高木委員を指名）

6 協議事項

議題 1 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（報告）について

議題 2 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（案）について

議題 3 令和 7 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）について

議題 4 各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

7 その他

4. 出席委員

被保険者代表	保険医・保険薬 剤師代表	公益代表	被用者保険等 代表
伊藤 貴美子 高木 玲子 可兒 正則	杉本 光庸 山田 英樹	井納 誠 橋本 康代 田上 博幸 平野 華織	

5. 欠席委員

小島 千津子	八木澤 芳生	酒井 聡	山西 ゆかり
--------	--------	------	--------

6. 事務局職員

副 市 長	今 道 雄 介
市民生活部長	森 田 起 宇
医療保険課長	尾 関 裕 孝
係 長	木 野 村 進
係 長	中 村 直 弥
主 任 主 事	川 島 里 奈
専門事務職員	磯 谷 伊 久 雄

7. 議 事 録

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和 6 年度第 3 回各務原市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、着座にて失礼いたします。

本日の出席状況でございますが、全委員 13 名中、現時点で 9 名の御出席をいただいております。なお、八木澤委員、酒井委員、小島委員におきましては、欠席のご報告をいただいております。

各務原市国民健康保険条例施行規則第 3 条第 4 項の規定にあります必要数、「委員の過半数」に達しておりますので、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、井納会長よりごあいさつをいただきます。

○会長

(あいさつ)

○事務局

会長ありがとうございました。続きまして、今道副市長がごあいさつ申し上げます。

○事務局

(今道副市長よりあいさつ)

○事務局

続きまして、「4. 諮問」に入ります。副市長より、会長に諮問書を手交させていただきます。恐れ入りますが、お二人はご起立願います。

諮問内容は、

「1. 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（報告）について

2. 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（案）について

3. 令和7年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）について
4. 各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」

でございます。

それでは、副市長、諮問書を、会長にお渡しください。

（副市長より会長へ諮問書を手交。各委員に対して諮問書写しを配布）

副市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

（今道副市長退席）

○事務局

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議事を進めるに当たり、議長は、国保条例施行規則第3条第3項の規定により、会長をお願いすることになっております。井納会長、よろしくお願いいたします。

○会長

本日も、皆様のご協力によりまして、議事がスムーズに進行するようお願い申し上げます。それでは、次第に従い、順次進めさせていただきます。

○会長

それでは、次第「5.会議録署名者の指名」に入ります。

本日の会議録の署名者を、私から指名させていただいてよろしいですか。

（「異議なし」の声）

本日の会議録署名者は、公益代表の平野香織委員と被保険者代表の高木玲子委員の二人をお願いいたします。

それでは、「6.協議事項」に入ります。

はじめに、議題1「令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（報告）について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（報告）」について説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

こちらは、人事院勧告を踏まえ、給料表及び期末・勤勉手当の支給割合が改定されたことに伴い、職員給与費に係る歳入歳出予算の補正を令和6年12月に行ったものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ「391万2千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「136億512万8千円」としております。

詳細につきましては表にあるとおり、歳入、4款、県支出金、補正額「42万8千円」、6款、繰入金、補正額「348万4千円」は、歳出補正予算の財源として計上したものです。歳出、1款、総務費 補正額「348万4千円」、4款、保健事業費 補正額「42万8千円」は、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴い、会計年度任用職員の報酬、職員手当及び共済費の増額補正を行ったものです。

以上で、「令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（報告）」についての説明を終わります。

○会長

説明ありがとうございました。

ただ今の議題1について、何か質問やご意見はございますか。

○委員

（意見なし）

○会長

それでは、議題1「令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（報告）」については、承認ということで、よろしいでしょうか。

（拍手）

ありがとうございました。

次に、議題2「令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（案）について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（案）」について説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

こちらは、被保険者の出産数が当初の見込みより増加しており、出産育児一時金等について不足することが見込まれるため、関係予算の増額を行うものです。

歳入、歳出の総額にそれぞれ1,000万4千円追加し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ136億1,513万2千円とするものです。

詳細については表にあるとおり、歳入6款、繰入金、「666万7千円」、7款、繰越金、「333万7千円」は出産育児一時金の支払手数料及び出産育児一時金の不足見込み額の財源として計上したものです。

歳出2款、保険給付費、「1,000万4千円」は、出産育児一時金の支払手数料及び出産育児一時金の不足見込み額について増額補正を行うものです。

以上で、「令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（案）について」の説明を終わります。

○会長

説明ありがとうございました。

ただ今の議題2について、何か質問やご意見はございますか。

○会長

出産件数は何件くらいですか？

○事務局

もともと当初予算では50件を見込んでいましたが、現時点で、44件の申請が出ております。まだ2月、3月がございますので、余裕をもって20件で補正を行い、合計で70件の予算となっております。

○会長

それでは、先ほど諮問を受けました、議題2「令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算（案）について」は、承認ということで、よろしいでしょうか。

（拍手）

ありがとうございました。

次に、議題3「令和7年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「令和7年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）」について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

令和7年度国民健康保険事業特別会計の当初予算の総額は131億4,447万円と、前年度比マイナス3.24%、4億3,951万6千円減額となる予算案となっております。

令和7年度予算の概要ですが、被保険者数について、すべての団塊の世代の方が後期高齢者医療制度へ移行したことや、社会保険の適用が拡大されたこともあり、前年度比マイナス5.7%で算出しております。

保険給付費についても総額としては前年度比マイナス4.4%、4億円以上の減額となっ

ていますが、高齢化が進む昨今の社会情勢や医療技術の進歩による医療費の高額化などにより、社会全体として医療費の負担が増加していくなか、各務原市においても、一人当たり保険給付費は増額傾向にあり、前年度比プラス 2.06%で算出しています。

この様に被保険者は減少し、医療費負担は増加していく傾向にあるため、一人当たりの保険料負担は当分の間、増額していくことが見込まれています。

このような状況下での令和 7 年度予算については、昨年度と同様に急激な保険料の負担増にならないよう、剰余金を活用し保険料の負担抑制を図りつつも、安定した国保運営を行うためにも、岐阜県が示す標準保険料率に近づけるために、一人当たり 7,000 円程度増額となる保険料で予算計上しています。

なお、標準保険料率での運営となるまでは、毎年、一定額の増額をお願いしていくことを予定しています。

それでは歳入から説明させていただきます。

1 款 国民健康保険料の総額は、26 億 4,062 万円で、前年度比プラス 0.77%、2,019 万 2 千円の増額と、先ほど説明させていただきましたが、一人当たりの保険料が増額となる予算となっております。

2 款 使用料及び手数料 100 万 2 千円は、国民健康保険料等の督促手数料です。

3 款 国庫支出金 5 万円は、マイナンバーカードの保険証利用促進に係る費用に対する国庫補助金です。

4 款 県支出金 91 億 3,345 万 9 千円は、岐阜県からの交付金です。前年度比マイナス 4.12%、3 億 9,245 万 9 千円の減額となっております。交付金の主なものといたしましては、歳出 2 款 保険給付費の実績に対して交付される普通交付金 89 億 7,068 万 9 千円で、県支出金の 98%以上を占めております。

5 款 財産収入 115 万円は、国民健康保険財政調整基金に係る利子収入です。

6 款 繰入金 12 億 5,118 万 9 千円は、低所得者や未就学児の保険料軽減措置等に対して、国が定めた一定のルールに基づき一般会計より繰り入れるもののほか、財政調整基

金により保険料の負担抑制を図るために繰り入れるものを計上しております。前年度比マイナス 5.25%、6,936 万 9 千円の減額となっております。

7 款 繰越金 1 億円は、令和 6 年度からの繰越見込み額を計上しています

8 款 諸収入 1,700 万円は、保険料の延滞金、交通事故等による損害賠償金などの収入見込額を計上しています。

次に、歳出について説明します。

5 ページをお願いいたします。

1 款 総務費 1 億 320 万 8 千円は、国民健康保険事業の事務的経費で、前年度比プラス 5.12%、503 万 1 千円の増額となっています。

2 款 保険給付費 90 億 378 万 9 千円は、被保険者の医療受診に係る保険者負担分のほか、葬祭費や出産育児一時金などの給付に係る経費で、前年度比マイナス 4.4%、4 億 1,434 万 2 千円の減額となっています。

3 款 国民健康保険事業費納付金 36 億 4,508 万 6 千円は、岐阜県全体の保険給付費を賄うため、岐阜県から示された納付額を納付するもので、前年度比マイナス 0.55%、2,002 万 2 千円の減額となっています。

4 款 保健事業費 1 億 9,238 万 7 千円は、主に生活習慣病予防を目的とした健診事業に係る経費で、前年度比マイナス 5.03%、1,018 万 3 千円の減額となっています。

5 款 諸支出金 1 億円は、保険料の過誤納還付金や県支出金の返還金等で前年度と同額の 1 億円を計上しています。

最後に、6 款 予備費です。予備費につきましても、前年度と同額の 1 億円を計上しています。

以上で、「令和 7 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）」についての説明を終わります。

○会長

説明ありがとうございました。

ただ今の議題3について、何か質問やご意見はございますか。

○伊藤委員

4ページの繰入金についてお尋ねします。

新聞で各務原市の予算案を見まして、子ども医療が15歳から18歳になったということでしたが、これは国や県がやって市がやるということなのか、市が単独でやるのか、そして、市が単独でやるのならば一般会計からの繰入金があるのでしょうか。

偶然にも、一般会計繰入金の「その他繰入金」の額が大きく減っていますが、このあたりのからくりはどうなっているのでしょうか。

また、5款の「財産収入」が増額となっていますが、預金利息が上がったからでしょうか。

○事務局

2点についてご説明させていただきます。

まず1点目です。福祉医療費に関して、子ども医療費が18歳までに拡大となりますが、こちらについては一般会計の医療扶助費ということになりますので、国民健康保険の予算にはかかわっていない部分となります。市としての事業となり、一般会計から支払いがされるため、医療扶助費は増額となっております。

その他繰入金の減少については、福祉医療を行うことによって医療費が増える波及増がうまれることによって、国の交付金の一部カットされる仕組みになっているのですが、そのカット分を一般会計から繰り入れています。被保険者数が減少して対象医療費が減っているということと、子どもの医療費に関しては波及増の対象とはなくなりましたので、その分が入ってこなくなるということが影響して大幅な減額となっております。

○事務局

波及増というのは、病院での支払いがないことにより、本来病院にかからなくてもいい人が受診してしまうことで、医療費が増えるということです。もともと国としては無料に

することにより増加する医療費については各自治体で財政負担をせよということでしたが、国の施策で子育て対策に力を入れると言っているのにもかかわらず、補助金をカットするというのは辻褄が合わないという話があり、そこを国が出すことになり、市で負担しなくてもよくなったというイメージです。

子ども医療費助成はもともと県が未就学児を対象に始めたもので、小学生から高校生までについては市単独財源となります。今回 18 歳までに拡大した分も市の財源から出すということです。

子ども医療費助成は、一部の自治体で人口減少対策として行われていたのが全国に拡大し、現在はほとんどが 18 歳まで対象になりました。

○高木委員

県内で他にも同様の対応をとっているところがありますか。

○事務局

ございます。岐阜市は当市と足並みをそろえて令和 7 年度から始めますし、大垣市はすでに行っています。各自治体の判断や財政状況により、県内でもばらつきがあります。

○高木委員

繰入金が大きく減っているので、医療費はいったん国保会計に繰り入れされるのかと思いましたが、違うんですね。

○事務局

はい。福祉医療は、国保だけではなく社会保険の方も対象ですので、一般会計の中ですべて賄われています。

○高木委員

ありがとうございます。

○事務局

2 点目ですが、財産収入が増えているのは、金利が上がったのが大きな要因です。

○事務局

今年度すでに予算以上に歳入があるので実績にあわせるというのと、預金金利が上がっている影響で増額しています。歳入の見込み方としては必ず入る額を見込み、赤字予算を組まないというのが原則となりますので、確実に入るだろうという数値を計上しています。

○会長

その他なにかありますでしょうか。

無いようですので、議題3「令和7年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）について」は、承認ということで、よろしいでしょうか。

（拍手）

ありがとうございました。

次に、議題4「各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」について説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

こちらは「国民健康保険法施行令」の一部改正がされたことを受け、各務原市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容といたしましては、二点ございます。

一点目は、保険料の賦課限度額について、高所得者により多く負担いただくことで、中間所得層の負担を緩和する目的で、医療分の賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。

二点目は、保険料が減額となる所得基準について、消費者物価の上昇（所得水準の全体

的な上昇)の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減は一人あたり29万5千円から30万5千円に、2割軽減は54万5千円から56万円にそれぞれ引き上げるものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日からの施行となります。

以上で「各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」についての説明を終わります。

○会長

説明ありがとうございました。

ただ今の議題4について、何か質問やご意見はございますか。

(意見なし)

無いようですので、先ほど諮問を受けました議題4「各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」は、承認ということで、よろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございました。

協議会の意見として、この議案については妥当なものとして意見を取りまとめることといたします。

答申文につきましては、私に一任願いますでしょうか。

(拍手)

ありがとうございました。

それでは、答申文を作成させていただき、私が代表して、答申を市長へ提出することといたします。

次に「7.その他」ですが、折角の機会ですので、委員の皆様から何かございませんか。

(特になし)

○会長

本日の議事は全て終了致しました。事務局にお返しいたします。

○事務局

会長ありがとうございました。

最後に事務局から1点ご連絡がございます。次回の運営協議会は、5月下旬頃を予定しております。日時等決まりましたらご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の協議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。